

令和6年7月 KTK ETC カード利用約款 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この約款は、関東通信事業協同組合（以下「組合」といいます。）が株式会社クレディセゾンから「UC コーポレート会員」と認定され、組合所属の組合員のうち株式会社クレディセゾンがカード使用者として適格と認めた者（以下「組合員」といいます。）に対してUC ETCカード（以下「KTK ETCカード」といいます。）を取り扱うにあたり、事業を円滑・適正に運営するため、必要な事項を定めるものとします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この約款は、関東通信事業協同組合（以下「組合」といいます。）がユーシーカード株式会社から「ユーシーETCカード法人会員」と認定され、組合所属の組合員のうちユーシーカード株式会社がカード使用者として適格と認めた者（以下「組合員」といいます。）に対してユーシーETCカード（以下「KTK ETCカード」といいます。）を取り扱うにあたり、事業を円滑・適正に運営するため、必要な事項を定めるものとします。</p>
<p>(KTK ETCカードの利用資格)</p> <p>第3条 カードの利用資格者は、組合に所属する組合員のうち株式会社クレディセゾンがカード使用者として適格と認めた組合員に限られます。</p>	<p>(KTK ETCカードの利用資格)</p> <p>第3条 カードの利用資格者は、組合に所属する組合員のうちユーシーカード株式会社がカード使用者として適格と認めた組合員に限られます。</p>
<p>(KTK ETCカードの利用申請手続)</p> <p>第6条 KTK ETCカードの利用承認を受けようとする組合員は、組合が規定する以下の書類を提出してください。</p> <p>一 KTK ETCカード申込書 1通</p> <p>(削除)</p> <p>二 KTK ETCカード発行申請書 必要数</p> <p>三 ETC車載器セットアップ申込書・証明書写し 必要数</p> <p>四 利用する車両の車検証(電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項(車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等))の写し (KTK ETCカード利用中は、車検を受けた都度、更新後のものを提出) 必要数</p> <p>五 料金引落し支払いのための指定金融機関の口座振替依頼書 1通 (但し、支払い方法を変更し、新規で行う場合のみ)</p> <p>六 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)写し 1通(但し、既会員不要)</p> <p>七 確定申告書(税務署受付印押印のもの)写し 1通(但し、既会員不要)</p> <p>八 その他組合が必要とする書類 必要数</p>	<p>(KTK ETCカードの利用申請手続)</p> <p>第6条 KTK ETCカードの利用承認を受けようとする組合員は、組合が規定する以下の書類を提出して下さい。</p> <p>一 KTK ETCカード申込書 1通</p> <p>二 UCコーポレートカード・ETCカード申込書 1通</p> <p>三 KTK ETCカード発行申請書 必要数</p> <p>四 ETC車載器セットアップ申込書・証明書写し 必要数</p> <p>五 利用する車両の車検証(電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項(車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等))の写し (KTK ETCカード利用中は、車検を受けた都度、更新後のものを提出) 必要数</p> <p>六 料金引落し支払いのための指定金融機関の口座振替依頼書 1通 (但し、支払い方法を変更し、新規で行う場合のみ)</p> <p>七 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)写し 1通(但し、既会員不要)</p> <p>八 確定申告書(税務署受付印押印のもの)写し 1通(但し、既会員不要)</p> <p>九 その他組合が必要とする書類 必要数</p>
<p>(KTK ETCカードの利用承認)</p> <p>第7条 組合は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかにKTK ETCカードの利用の可否を審査し、株式会社クレディセゾンに最終審査を依頼するものとし、KTK ETCカードの発行をもって利用承認したものといたします。</p>	<p>(KTK ETCカードの利用承認)</p> <p>第7条 組合は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかにKTK ETCカードの利用の可否を審査し、ユーシーカード株式会社に最終審査を依頼するものとし、KTK ETCカードの発行をもって利用承認したものといたします。</p>
<p>(通行上の注意事項)</p> <p>第14条 ETCシステムを利用するKTK ETCカード利用者は、ETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。</p> <p>一 車線表示板(料金所の車線上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。)に「ETC」もしくは「ETC専用」(これらの表示の車線では、ETCシステムを利用する車両しか通行できません。)又は、「ETC/一般」(この表示の車線では、ETCシステムを利用する車両及び一旦停車して係員に通行料金を支払う車両が通行できます。)と表示されるので、これらの表示により ETC車線であることを確認し、減速して進入すること。</p> <p>二 前車が停車することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に「ETC/一般」と表示のある車線では、前車が ETCシステムを利用しない場合は一旦停車するので注意すること。</p> <p>三 路側表示器(車線の側方に設置される装置で、通行することの可否その他、車種の区分や通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。)に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP 停車」と表示されるので、これらの表示を確認すること。</p> <p>四 路側表示器の表示が「STOP 停車」の場合は開閉棒が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後進したりしないこと。路側表示器の表示が「↑」の場合は、ETC車線上にある開閉棒が開くのを確認し、徐行して通行すること。</p> <p>五 開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意して安全な速度で通行すること。</p> <p>六 他の車両と並進したり、追い抜きしたりしないこと。</p> <p>2. 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。</p>	<p>(通行上の注意事項)</p> <p>第14条 ETCシステムを利用するKTK ETCカード利用者は、ETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守して下さい。</p> <p>一 車線表示板(料金所の車線上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。)に「ETC」若しくは「ETC専用」(これらの表示の車線では、ETCシステムを利用する車両しか通行できません。)又は、「ETC/一般」(この表示の車線では、ETCシステムを利用する車両及び一旦停車して係員に通行料金を支払う車両が通行できます。)と表示されるので、これらの表示により ETC車線であることを確認し、減速して進入すること。</p> <p>二 前車が停車することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に「ETC/一般」と表示のある車線では、前車が ETCシステムを利用しない場合は、一旦停車するので、注意すること。</p> <p>三 路側表示器(車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。)に通行することができる場合「↑」、通行することができない場合は「STOP 停車」を表示しますので、これらの表示を確認すること。</p> <p>四 路側表示器の表示が「STOP 停車」を表示しますので、これらの表示を確認すること。</p> <p>五 制御棒その他の設備に衝突しないよう注意して安全な速度で通行すること。</p> <p>六 他の車両と並進したり、追い抜きしたりしないこと。</p> <p>2. 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行して下さい。</p>
<p>(KTK ETCカードを利用した場合の通行料金の決済)</p> <p>第16条 組合は、組合員がKTK ETCカードを利用することにより発生した通行料金等を「KTK ETCカード請求明細書」により組合員に請求いたします。</p> <p>2. 前項の請求に基づき、組合が定める指定日に組合員からの組合口座へのお振込みないし組合員の指定金融機関の口座より通行料金等を引き落としいたします。</p> <p>3. 前項に基いたお振込みがない場合ないし指定口座から引落しできない場合はKTK ETCカードの利用を停止いたします。</p> <p>4. 組合は、KTK ETCカード利用分についての「KTK ETCカード利用明細書」(走行明細書)を組合員へ送付いたします。</p>	<p>(KTK ETCカードを利用した場合の通行料金の決済)</p> <p>第16条 組合は、組合員がKTK ETCカードを利用することにより発生した通行料金等を、「KTK ETCカード請求書」により組合員に請求致します。</p> <p>2. 前項の請求に基づき、組合が定める指定日に組合員からの組合口座へのお振込み乃至組合員の指定金融機関の口座より通行料金等を引き落とし致します。</p> <p>3. 前項に基いたお振込みがない場合乃至指定口座から引落しできない場合はKTK ETCカードの利用を停止致します。</p> <p>4. 組合は、KTK ETCカード利用分についての「KTK ETCカード利用明細書」(走行明細書)を組合員へ送付致します。</p>

<p>(KTK ETCカードの再交付手続)</p> <p>第 24 条 カード利用組合員は、カードを亡失し、又はカード利用組合員の帰すべき事由により破損等した場合で、カードの再発行を受けようとするときは、該当の KTK ETC カード再発行届を組合に提出してください。</p>	<p>(KTK ETCカードの再交付手続)</p> <p>第 24 条 カード利用組合員は、カードを亡失し、又はカード利用組合員の帰すべき事由により破損等した場合で、カードの再発行を受けようとするときは、KTK ETC カード再交付申請書を当該カードとともに組合に提出してください。</p>
<p>(約款違反等による KTK ETC カード利用組合員の責任)</p> <p>第 33 条 KTK ETC カード利用組合員が、本約款に違反したことが原因で組合が株式会社クレディセゾン等から利用の停止、マイレージサービス等の利用の承諾の取消の処分を受けた場合には、組合及び他の組合員が被る損害に対して、組合員は全額を弁償しなければならないものとする。</p>	<p>(約款違反等による KTK ETC カード利用組合員の責任)</p> <p>第 33 条 KTK ETC カード利用組合員が、本約款に違反したことが原因で組合がユーシーカード株式会社等から利用の停止、マイレージサービス等の利用の承諾の取消の処分を受けた場合には、組合及び他の組合員が被る損害に対して、組合員は全額を弁償しなければならないものとする。</p>
<p>(KTK ETCカードの管理)</p> <p>第 36 条 組合はKTK ETC カード管理を、KTK ETC カード利用約款、ETC システム利用規程、(削除)、UC コーポレート会員規約・カード使用者規約 (会社主債務用)、コーポレートカード・ETC カード特約 (事業協同組合用)、UC ETC カード特約 (法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用) に準拠して行います。</p>	<p>(KTK ETCカードの管理)</p> <p>第 36 条 組合はKTK ETC カード管理を、KTK ETC カード利用約款、ETC システム利用規程、ETC 前払割引サービス利用約款、UC コーポレート会員規約・カード使用者規約 (会社一括決済用)、UCETC カード特約 (法人・コーポレート会員用) に準拠して行います。</p>

令和6年7月 UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">■■■一般条項■■■</p> <p>第1条（法人会員） 株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）に対し、UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社がカード利用を承諾した法人又は団体（以下「法人」と総称します。）を UC コーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。</p>	<p style="text-align: center;">■■■一般条項■■■</p> <p>第1条（会員 法人会員） ユーシーカード株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、本規約承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人または団体（以下「法人」と総称します。）をUCコーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。</p>
<p>第2条（カード利用単位（組織）、管理責任者及びカード使用者）</p> <p>1. 法人は入会にあたり、カードの利用単位（組織）（以下「カード利用単位（組織）」と称します。）及びカード利用単位（組織）の管理責任者（以下「管理責任者」と称します。）を指定するものとします。ただし、カード利用単位（組織）は法人の部・課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位（組織）に所属する役職員とします。</p> <p>2. 管理責任者は、法人会員に代わってカードを使用する方（以下「カード使用者」と称します。）を所定の方法により届け出るものとします。ただし、カード使用者はカード利用単位（組織）に所属する役職員で、当社に対し本規約を承認のうえ、カード使用者となることをお申し込みいただき、当社が適当と認めた方とします。</p> <p>3. 法人会員は当社との連絡のため、法人の連絡担当者を所定の方法により指定するものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は法人の連絡担当者を行うことによって法人会員に行ったものとみなします。</p>	<p>第2条（カード利用単位、管理責任者及びカード使用者）</p> <p>1. 法人は入会に当たり、カードの利用単位（以下「カード利用単位」と称します。）およびカード利用単位の管理責任者（以下「管理責任者」と称します。）を指定するものとします。ただし、カード利用単位は法人の部・課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位に所属する役職員とします。</p> <p>2. 管理責任者は、法人会員に代わってカードを使用する方（以下「カード使用者」と称します。）を所定の方法により届出るものとします。ただし、カード使用者はカード利用単位に所属する役職員で、当社に対し本規約を承認した方とし、当社が適当と認めた方とします。</p> <p>3. 法人会員は当社との連絡のため、連絡担当者を所定の方法により指定するものとし、カードおよび郵便物の送付、並びに当社よりの連絡・通知等は連絡担当者を行うことによって法人会員に行ったものとみなします。</p>
<p>第3条（カードの用途及び法人会員の責任） カードの利用目的は、事業性のものに限るものとし、法人会員は、カード使用者のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の責任を負担します。</p>	<p>第3条（法人会員とカード使用者の連帯責任） 法人会員およびカード使用者は、カードにより生ずる一切の責任について連帯して引受けるものとします。ただし、カード使用者の支払責任は、年会費、自己に貸与されたカードの使用、および各種サービスの利用によって生ずる債務及び諸手数料に限られます。</p>
<p>第4条（カードの発行と管理）</p> <p>1. カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される 3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。また、カード番号は当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。また、カードと本規約は原則としてカード利用単位（組織）の管理責任者へ送付します。ただし、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。</p> <p>2. 当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身のご署名を行います。</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。また法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。</p> <p>5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものとします。ただし、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>6. カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。</p>	<p>第4条（カードの発行と管理）</p> <p>1. 法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。なお、カードと会員規約は原則としてカード利用単位の管理責任者へ送付します。ただし、カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従い送付します。</p> <p>2. 当社よりカードが貸与された場合は、ただちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身のご署名をしていただきます。</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員およびカード使用者には、善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。</p> <p>4. カードはカード表面にお名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者ご本人のみがご利用でき、他人に貸与・譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p> <p>5. 前項に違反してカードが使用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員及び当該カード使用者が連帯して引受けるものとします。</p> <p>6. カードの有効期限は、当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。</p>

<p>7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員及びカード使用者として適当と認めるときは、管理責任者が予め指定した送付先に新しいカードと本規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。</p> <p>8. 法人会員及びカード使用者は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。</p>	<p>7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員およびカード使用者として適当と認めるときは、管理責任者があらかじめ指定した送付先に新しいカードと会員規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。</p>
<p>第 5 条 (カードの年会費)</p> <p>1. 法人会員 (削除) は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。</p> <p>2. 年会費の支払日、支払方法は当社所定の時期、方法によるものとします。</p> <p>3. すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。</p>	<p>第 5 条 (カードの年会費)</p> <p>1. 法人会員またはカード使用者は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。</p> <p>2. 年会費の支払日、支払い方法は当社所定の時期、方法によるものとします。</p> <p>3. すでにお支払い済の年会費は、退会または会員資格の取消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。</p>
<p>第 6 条 (暗証番号)</p> <p>1. 当社は法人会員又はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号 (4 桁の数字) を登録します。なお、暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けていただきます。ただし、法人会員又はカード使用者から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。</p> <p>2. 法人会員及びカード使用者は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>3. 法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。</p>	<p>第 6 条 (暗証番号)</p> <p>1. 当社はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。ただし、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。</p> <p>(イ) カード使用者からのお申し出のない場合。</p> <p>(ロ) 当社が禁止している番号のお申し出があった場合。</p> <p>2. 法人会員およびカード使用者は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>3. カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、法人会員およびカード使用者はそのために生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。</p>
<p>第 7 条 (カード利用可能枠)</p> <p>1. 当社は、当社所定の方法により、カード総利用可能枠を設定のうえ法人会員に通知します。また、個々のカード利用可能枠は法人会員がカード使用者を届出する際に所定の方法で申し出た範囲内とし、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスごとにカード利用可能枠を設定いたします。ただし、個々のカード利用可能枠の合計はカード総利用可能枠の範囲内とします。カード使用者は、未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なお、ショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2. カード 1 回あたりの利用額は、日本国内の加盟店 (以下「国内加盟店」と称します。) では当社が定める金額、日本国外の加盟店 (以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。) ではマスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド (以下両者を「国際提携組織」と総称します。) が定める金額までとします。ただし、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。</p> <p>3. カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額又は減額できるものとします。</p> <p>4. カード利用可能枠を超えてカードを使用した場合には、第 8 条第 1 項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部又はその一部をお支払いいただくことがあります。</p>	<p>第 7 条 (カード利用可能枠)</p> <p>1. ご利用代金の未決済合計額の可能枠は、法人会員がカード使用者を届け出す際に所定の方法で申し出るものとし、当社が認めた金額とします。なお、本条におけるご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、年会費、キャッシングサービス、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2. カード1回当たりの利用額は、日本国内の加盟店 (以下、「国内加盟店」と称します。) では当社が定める金額、日本国外の加盟店 (以下「海外加盟店」と称します。) ではマスターカードインタナショナルインコーポレイテッドまたはビザインターナショナルサービスアソシエーション (以下両者を「国際提携組織」と総称します。) が定める金額までとします。ただし、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この可能枠を超えて利用することができます。</p> <p>3. 前第1. 2. 項の可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額または減額できるものとします。</p> <p>4. 本条1項の制限額を超えてカードを使用した場合には、第8条1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部またはその一部をお支払いいただくことがあります。</p>
<p>第 8 条 (代金決済)</p> <p>1. 第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービス (それらの手数料・利息を含みます。) の利用代金は、原則として毎月 10 日 (以下「締切日」と称します。) に締め切り、翌月 5 日 (金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。) に法人会員が予め指定した金融機関口座 (以下「お支払預金口座」と称します。) から口座振替の方法によりお支払いいただきます。ただし、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レート</p>	<p>第 8 条 (代金決済)</p> <p>1. 当社が第30条に基づき譲り受けた債権並びにカード使用者の各種サービスの利用により取得した債権および諸手数料は、原則として毎月10日に締め切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に法人会員があらかじめ金融機関と約定した預金口座(以下「お支払預金口座」と称します)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。ただし、あらかじめ当社の同意を得た場合は、別に支払い方法を定め、その支払い方法をもって前記に代えることができます。</p> <p>2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レート</p>

<p>の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、管理責任者又はカード使用者が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならぬものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち 20 日以内にさせていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. カード使用者は、当社が法人会員に対してカード使用者のご利用内容一覧を送付することを予め承諾するものとします。</p> <p>5. 第 1 項及び第 2 項に基づく利用代金について口座振替ができない場合であっても、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。</p>	<p>に、為替処理経費等として1.63%を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は前第1. 2. 項に基づく毎月のお支払い金額を、お支払い月の前月末頃、普通郵便で管理責任者またはカード使用者があらかじめ届け出た送り先にご利用内容明細書として通知します。ご利用内容明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けた後2週間以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用内容明細書に記載の売上や残高の内容についてご了承いただいたものとみなします。</p> <p>4. カード使用者は、カード使用者のご利用内容一覧を当社が法人会員に対して送付することを予め承諾するものとします。</p> <p>5. 法人会員のお支払預金口座の預金残高不足により、前第1. 項のご利用代金の支払債務（以下、「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。</p>
<p>第 9 条（支払金等の充当順位）</p> <p>お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当しても異議のないものとします。</p>	<p>第 9 条（支払金等の充当順位）</p> <p>お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りないときは、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。</p>
<p>第 10 条（費用の負担）</p> <p>法人会員のご都合による第 8 条第 1 項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び当社と法人会員との間で締結する債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども法人会員（削除）が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p>	<p>第 10 条（費用の負担）</p> <p>当社と法人会員またはカード使用者の間で締結する債務の支払いに係る公正証書の作成費用は、退会後といえども法人会員またはカード使用者が負担するものとします。</p>
<p>第 11 条（退会及びカードの使用取消と返却）</p> <p>1. 法人会員は、所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位（組織）の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位（組織）、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、カード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位（組織）の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知（削除）することができます。 （イ）カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 （ロ）本規約のいずれかに違反した場合。 （ハ）法人会員が当社に対する支払債務又は当社が保証している債務の履行を怠った場合。 （ニ）信用情報機関の情報により、法人会員（削除）の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。 （ホ）第 22 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、又は第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 （ヘ）第 8 条第 1 項に定める口座振替手続のために有効な金融機関口座の届出がない場合。 （ト）第 13 条第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合。 （チ）第 16 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から法人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。 （リ）法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。 （ス）当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があった場合。</p>	<p>第 11 条（退会およびカードの使用取消と返却）</p> <p>1. 法人会員は、当社あて所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止および特定のカード使用者の使用取消をすることが出来ます。この場合、法人会員は当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 当社は、法人会員およびカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、またはカード使用者として不適当と認めた場合は、何らの通知・催告を要せずして、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、または特定のカード使用者の使用取消をすることができます。また加盟店等に当該カードの無効を通知または登録することができます。 （イ）虚偽の申告をした場合。 （ロ）本規約のいずれかに違反した場合。 （ハ）当社に対する支払い債務または当社が保証している債務の履行を怠った場合。 （ニ）法人会員またはカード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合。 （ホ）換金を目的とした商品購入等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。</p>

<p>3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。</p> <p>(ロ) 第 22 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員又はカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当社が継続的サービスの代金を当該加盟店に立替払いした場合（又は当該代金債権を当該加盟店から譲り受けた場合）は、これをお支払いいただくこと。</p> <p>(ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。</p> <p>4. 法人会員は、第 1 項又は第 2 項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位（組織）の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却もしくは裁断のうえ破棄するものとします。</p> <p>5. 資格取消、退会又はカードの使用取消がなされた後にカードを使用した場合には、その代金相当額を直にお支払いいただきます。</p>	<p>3. 前1.2.項の場合、当該法人会員およびカード使用者は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き会員規約の効力が維持されるものとします。</p> <p>(ロ) 法人会員およびカード使用者は会員番号等を登録した加盟店に対してすみやかに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が発生した場合はこれをお支払いいただきます。</p> <p>4. 法人会員は、前第1.2.項の定めにより、退会および資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止および特定のカード使用者の使用取消の場合は該当するカード使用者のカードを、ただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。</p> <p>5. 資格取消、退会またはカードの使用取消がなされた後にカードが使用された場合には、その代金相当額をただにお支払いいただきます。</p>
<p>第 12 条（会員資格の再審査）</p> <p>当社は法人会員及びカード使用者の適格性について入会后、定期・不定期の再審査を行います。この場合、法人会員及びカード使用者は必要に応じ当社の求める資料の提出等、当社の指示に応じるとともに、当社が公的機関の発行する書類を取得する場合があることについて異議がないものとします。</p>	<p>第 12 条（会員資格の再審査）</p> <p>当社は法人会員またはカード使用者の適格性について入会后、定期・不定期の再審査を行います。この場合、法人会員は必要に応じ当社の求める法人会員の資料の提出等、当社の指示に応じるものとします。</p>
<p>第 13 条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 法人会員が次のいずれかの事由に該当したときは、法人会員は、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 支払期日に利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。ただし、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>(ロ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ハ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立て、又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(ニ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p> <p>(ホ) カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により法人会員は、支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>(ロ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(ハ) 法人会員（削除）の信用状態が著しく悪化したとき。</p> <p>(ニ) 法人会員が資格を喪失したとき、又はカード使用者がカードの使用取消となったとき。</p> <p>(ホ) 法人会員又はカード使用者が、第 18 条第 2 項の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>	<p>第 13 条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 支払期日にご利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>(ロ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ハ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て、または滞納処分を受けたとき。</p> <p>(ニ) 破産・民事再生・会社整理・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p> <p>2. 法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>(ロ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(ハ) 法人会員またはカード使用者の信用状態が著しく悪化したとき。</p> <p>(ニ) 法人会員が資格を喪失したとき、またはカード使用者がカードの使用取消となったとき。</p>
<p>第 14 条（遅延損害金）</p> <p>約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から完済に至るまで、また本規約に基づく債務において期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金残全額に対し期限の利益喪失の翌日から完済に至るまで、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービスは年14.6%、第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、年 365 日（うるう年は年 366日）の日割計算とします。</p>	<p>第 14 条（遅延損害金）</p> <p>本規約に定められた支払期日にお支払資金が不足しご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対して、その支払期日の翌日から支払日に至るまで、また本規約に基づく債務について期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金残全額に対して、期限の利益喪失の翌日から完済に至るまで年利率21.90%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。</p>
<p>第 15 条（カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補）</p> <p>1. 万一法人会員又はカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得（以下「盗難」と総称します。）され、又はカードを紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社あて電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p>	<p>第 15 条（カードの盗難、紛失の場合の責任と損害のてん補）</p> <p>1. 万一カード使用者が、カードを盗難、詐取もしくは横領（以下「盗難」と総称します。）され、または紛失した場合は、速やかに当社あて電話等により届出のうえ所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p> <p>2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等は法人</p>

<p>2. 盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは法人会員（削除）の責任となります。</p> <p>3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。</p> <p>（イ）法人会員及びカード使用者の共同又はいずれかによる故意又は重大な過失に起因する場合。</p> <p>（ロ）法人会員の役職員又はカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合。</p> <p>（ハ）カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、カード使用者の関係者の自らの行為又は加担した盗難の場合。</p> <p>（ニ）第 4 条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用された場合。</p> <p>（ホ）当社が法人会員、管理責任者又はカード使用者のいずれかより盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。</p> <p>（ヘ）戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。</p> <p>（ト）本規約のいずれかに違反した場合。</p> <p>（チ）法人会員、管理責任者又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。</p> <p>（リ）カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。ただし、第 6 条第 3 項ただし書きに該当する場合を除きます。</p> <p>（ヌ）第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。</p> <p>4. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第 8 条のカード利用代金の場合と同様とします。</p>	<p>会員及び当該カード使用者の責任となります。</p> <p>3. ただし、前項により法人会員および当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。</p> <p>（イ）法人会員およびカード使用者の共同、またはいずれかによる故意または重大な過失に起因する場合。</p> <p>（ロ）法人会員の役職員またはカード使用者自らの行為または加担した盗難の場合。</p> <p>（ハ）カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、カード使用者の関係者の自らの行為または加担した盗難の場合。</p> <p>（ニ）第4条第4. 項に違反して第三者にカードが使用された場合。</p> <p>（ホ）当社が法人会員およびカード使用者のいずれかより、紛失・盗難の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。</p> <p>（ヘ）戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。</p> <p>（ト）本規約に違反している状況において盗難、紛失が生じた場合。</p> <p>（チ）法人会員またはカード使用者が、当社の請求する書類を提出しない場合、提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力をしない場合。</p> <p>（リ）カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。ただし、当社に責がある場合は除きます。</p> <p>4. カードの盗難・紛失の場合のカードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。</p>
<p>第 16 条（届出事項の変更）</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、電話番号、カード利用単位（組織）名称、管理責任者、（削除）、連絡担当者、支払方法、お支払預金口座、カード使用者の氏名・住所、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第 18 条第 3 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等に変更があった場合、又は、カード利用単位（組織）もしくはカード使用者を追加する場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めた場合はこの限りでないものとします。</p> <p>3. 法人会員はカード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、直ちに第 11 条第 1 項に従って当社あて使用者取消届を提出していただきます。</p> <p>4. 当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。</p>	<p>第 16 条（届出事項の変更）</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、カード利用単位名称、管理責任者、支払指定日、連絡担当者、電話番号、カード使用者の氏名・住所等に変更があった場合、または、カード利用単位もしくはカード使用者を追加する場合は、ただちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. 前項の届出がないために当社からの通知書、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</p> <p>3. 法人会員はカード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、ただちに第11条第1. 項に従って当社あて使用者取消届を提出していただきます。</p>
<p>第 18 条（その他承諾事項）</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認するものとします。</p> <p>（イ）当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>（ロ）当社が法人会員及びカード使用者に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>（ハ）当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性がある判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>（ニ）（ハ）の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>2. 法人会員は、法人会員及びカード使用者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、</p>	<p>第 18 条（業務委託）</p> <p>法人会員およびカード使用者は当社がクレジットカード業務に関するコンピューター事務、代金決済事務、およびこれらに付随する事務等を、当社と業務委託契約を締結した会社に業務委託することをあらかじめ同意するものとします。</p>

<p>日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」と称します。）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、法人会員又はカード使用者が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>(イ) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>(ロ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(ハ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(ニ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(ホ) 法人会員の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>3. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」と称します。）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について、PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、法人会員に対する通知を行うことなく、第29条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	
<p>第19条（合意管轄裁判所）</p> <p>法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、法人会員又はカード使用者の住所地、（削除）、当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第19条（合意管轄裁判所）</p> <p>法人会員またはカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず法人会員またはカード使用者の住所地、購入地、および当社の本社、各支店、営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第21条（規約の改定並びに承認）</p> <p>1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を UC カードホームページ (https://www2.uccard.co.jp/) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で法人会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、（ロ）に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。</p> <p>(イ) 変更の内容が法人会員及びカード使用者の一般の利益に適合するとき。</p> <p>(ロ) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</p> <p>2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を UC カードホームページ (https://www2.uccard.co.jp/) において告知する方法又は法人会員に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員は、当該周知の後に法人会員又はカード使用者が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>	<p>第21条（規約の改定ならびに承認）</p> <p>本規約が改定され、当社より法人会員及びカード使用者へその内容の通知をし、または新会員規約を送付したのちにカード使用者がカードを利用したときは、法人会員およびカード使用者は規約の改定を承認したものとみなします。</p>
<p>■■■ 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項■■■</p> <p>カード使用者として申込みをされた方（以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p> <p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>(1) カード使用者は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者</p>	<p>■■■ 個人情報の取扱いに関する条項■■■</p> <p>第22条（個人情報の収集・保有・利用・預託）</p> <p>1. カード使用者として申込をされた方及びカード使用者（以下、両者を「カード使用者等」と総称します。）は、その個人に関する以下の情報（以下、これらを「個人情報」と総称します。）の取扱いについて、次項以降に定める内容に同意するものとします。</p> <p>(イ) 氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先・年収・住居・借入等、申込時にカード使用者が記入するカード使用者等の属性情報、第16条により届け出た情報。</p> <p>(ロ) お申込日、資格取得日等の契約内容に関する情報。</p> <p>(ハ) カードの利用、ご返済等の取引情報。</p> <p>(ニ) 本契約以外の当社の契約より収集したカード使用者等の属性情報および取</p>

<p>が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他連絡先情報（Eメールアドレス、SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む。）、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内容（契約成立の可否、契約終了の事実を含む。）に関する情報</p> <p>③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報</p> <p>④カード使用者が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報</p> <p>⑤カード使用者の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申出等により、当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）</p> <p>⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律及び貸金業法に基づきカード使用者の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報</p> <p>⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）</p> <p>⑧カード使用者の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報</p> <p>⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他本人認証に関して取得する情報</p> <p>⑩インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社がカード使用者に関する情報と判断したもの（カード使用者情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）</p> <p>(2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、</p> <p>(1) により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。</p>	<p>引情報。</p> <p>(ホ) 本人確認法に基づく本人確認書類、カード使用者等を確認するために収集した書類。</p> <p>(ヘ) 当社が適正な方法で公的機関またはそれに準ずる機関より取得した書類や情報。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社が与信業務および債権管理業務のためにカード使用者等の個人情報を保護措置を講じた上で収集・保有・利用すること。 当社がカード取引にかかわる基本的な機能および付帯サービスのためにカード使用者の個人情報を保護措置を講じた上で利用すること。 当社が当社および加盟店等の営業活動の案内をするため、また、商品開発・マーケティング活動のためにカード使用者の個人情報を保護措置を講じた上で利用すること。 後記ご案内の当社の関連企業が後記ご案内の業務のために本条第1項（イ）～（ハ）の情報を保護措置を講じた上で利用すること。なお、この場合の情報の管理についての責任は当社にあるものとします。 当社が与信業務および債権管理業務を当社の提携先企業に委託する場合に、その委託業務に必要な範囲内で当社が収集したカード使用者等の個人情報を当該提携先企業に保護措置を講じた上で提供し、当該提携先企業が利用すること。 当社がカード関連事務の処理を委託した企業にその委託業務に必要な範囲内でカード使用者等の個人情報を保護措置を講じた上で預託すること。
<p>第2条（第1条以外での個人情報の利用） ※追加</p> <p>(1) カード使用者は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記のため第1条(1)①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス</p> <p>②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内</p> <p>③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発</p> <p>※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ (https://www.saisoncard.co.jp) に常時掲載しております。</p> <p>(2) カード使用者は、当社がユーシーカード株式会社（以下「UC社」と称します。）に対して第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、UC社がクレジットカード事業におけるUC社及びUC社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。</p> <p>(3) カード使用者は、(1)①②及び前項の利用について、中止の申出ができます。ただし、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</p>	<p>-</p>
<p>第3条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>(1) カード使用者の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」と称します。）及び加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」と称します。）に照会し、カード使用者及びカード使用者の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力（返済能力）の調査以外での目的で使用してはならないこととされています。</p> <p>(2) カード使用者の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が(3)に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び</p>	<p>第23条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <ol style="list-style-type: none"> カード使用者等はカード使用者等の与信判断・与信管理のために当社が加盟する個人信用情報機関（以下、「加盟信用情報機関」と称します。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」と称します。）に当社が照会し、カード使用者等の個人情報が登録されている場合にそれを利用することに同意するものとします。 カード使用者等は、本規約に基づく客観的な取引事実に基づくカード使用者等の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、極度額、支払回数、利用残高、月々の支払状況等の個人情報が加盟信用情報機関に後記ご案内の期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、カード使用者等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意するものとします。

提携個人信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。(削除)

(株シーシービーは削除)

	割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関	貸金業法に基づく指定信用情報機関
名称	(株)シー・アイ・シー (CIC)	(株)日本信用情報機構 (JICC)
住所等	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15 TEL 0120-810-414(フリーダイヤル) https://www.cic.co.jp/	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955(フリーダイヤル) https://www.jicc.co.jp/
登録情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)
登録期間	本契約に係る申込みをした事実は当社がCICに照会した日から6ヶ月間	本契約に係る申込みをした事実は、当社がJICCに照会した日から6ヶ月以内
	本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内	本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間
	債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内	契約内容及び返済状況に関する情報は契約継続中及び契約終了後5年以内 取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)

※(株)シー・アイ・シー (CIC) の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(4) 提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。

名称	住所等
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 0120-540-558(フリーダイヤル) https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1) カード使用者は、当社及び加盟個人信用情報機関並びに提携個人信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関するカード使用者の個人情報の開示請求ができます。

①当社に開示を求める場合には、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口・受付方法・必要な書類・手数料等)の詳細についてお答えします。

②加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に開示を求める場合には、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。

(2) 万一当社の保有するカード使用者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

3. 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の名称、住所、電話番号等は後記ご案内の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面等により通知し、同意を得るものとします。

個人信用情報に関するご案内

1. 当社が加盟する信用情報機関の名称・住所電話番号

名称	住所電話番号
全国銀行個人信用情報センター (KSC)	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL0120-122-878(フリーダイヤル)
(株)シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 TEL0120-810-414(フリーダイヤル)
(株)シーシービー (CCB)	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL0120-440-029(フリーダイヤル)

2. 登録される情報と期間

登録情報	KSC	CIC	CCB
本規約に係る申込みをした事実	当社が信用情報機関を利用した日より1年間	当社が信用情報機関を利用した日より6ヶ月間	当社が信用情報機関を利用した日より6ヶ月間
本規約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約期間中及び契約終了後5年間	契約期間中及び契約終了後5年間
債務の支払いを延滞した事実	延滞等の発生日より5年間	契約期間中及び契約終了後5年間	契約期間中及び契約終了後5年間

第24条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. カード使用者等は当社および第23条に定める個人信用情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(イ) 当社に開示を求める際は、後記ご案内の当社相談窓口に連絡するものとします。

(ロ) 個人信用情報機関に開示を求める際は、後記ご案内の加盟信用情報機関・提携信用情報機関の連絡先に連絡するものとします。

2. 開示の結果、万一内容が不正確または誤りがあることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。

<p>第 5 条 (本同意条項に不同意の場合)</p> <p>当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項 (各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項) の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。ただし、第2条 (1) ①②及び (2) に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。 (削除)</p>	<p>第 25 条 (個人情報の取扱いに不同意の場合)</p> <p>当社はカード使用者等が入会申込書に必要な記載事項を希望しない場合および本重要事項の内容の全部または一部を承認できない場合は、カード使用者として適当と認めない場合やカード使用者の資格取消の手续をとることがあります。ただし、第22条第4項に定める事項のうち、ご利用代金明細書またはカードを送付する際に営業案内等を同封する場合を除く個人情報の利用については、当社はカード使用者等がこれを承認できないことを理由にカード使用者として適当と認めないことやカード使用者の資格取消の手續き等をとることはございません。また、その利用についてカード使用者から中止の申出があった場合には、当社はそれ以降の利用を中止するものとします。</p>												
<p>第 6 条 (カード使用者情報の提供・利用)</p> <p>カード使用者は、当社が保護措置を講じたうえで第1条 (1) ①から③の情報のうち法人会員の業務に必要な情報を法人会員に提供 (削除) し、法人会員が業務上の目的で使用することを同意します。 (削除)</p>	<p>第 26 条 (カード使用者情報の提供と交換およびその保護)</p> <p>1. カード使用者等は、法人会員と当社の間において両者の業務上必要な範囲で第22条1項 (イ) ~ (ハ) の情報を相互に提供または交換することを承認します。</p> <p>2. 法人会員及び当社は、前項により知り得たカード使用者等の情報について、カード使用者のプライバシー保護に十分注意を払うものとします。</p>												
<p>第 7 条 (契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)</p> <p>(1) 各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条 (1) に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。</p> <p>①カード使用者との各取引 (新たなお申込みを含む) に関して、当社が与信目的とする利用</p> <p>②第3条 (2) に基づく加盟個人信用情報機関への登録</p> <p>(2) 各取引が終了した場合であっても、第1条 (1) に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。</p> <p>(3) (1) ②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のために利用されます。</p>	<p>第 27 条 (本契約が不成立の場合)</p> <p>本契約が不成立の場合、カード使用者として届出のあった方を当社が適当と認めなかった場合であっても申込の際に当社が取得した情報は第22条および第23条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間保有・利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>												
<p>第 8 条 (合意管轄裁判所) ※追加</p> <p>カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カード使用者の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。</p>	-												
<p>第 9 条 (条項の変更) ※追加</p> <p>本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。</p> <p>■個人情報保護管理者</p> <p>当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者 (コンプライアンス担当役員) を設置しております。</p>	-												
<p>■■■ 問い合わせ・相談窓口等 ■■■</p> <p>1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。</p> <p>2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談はUCカードコミュニケーションセンターにご連絡ください。</p> <table border="1" data-bbox="113 1554 778 1827"> <thead> <tr> <th>お問い合わせ事項</th> <th>相談窓口</th> <th>住所・電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・個人情報の開示・訂正・削除 (第4条)、その他当社が保有する個人情報について ・その他本規約全般について</td> <td>UC カード コミュニケーションセンター</td> <td>東京都中野区江原町 1-13-22 ユビキタス 株式会社クレディセゾン (東京) 03-6893-8200 (大阪) 06-7709-8555 URL https://www2.uccard.co.jp 関東財務局長 (13) 第00085 号</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">2020 年 1 月現在</p>	お問い合わせ事項	相談窓口	住所・電話番号等	・個人情報の開示・訂正・削除 (第4条)、その他当社が保有する個人情報について ・その他本規約全般について	UC カード コミュニケーションセンター	東京都中野区江原町 1-13-22 ユビキタス 株式会社クレディセゾン (東京) 03-6893-8200 (大阪) 06-7709-8555 URL https://www2.uccard.co.jp 関東財務局長 (13) 第00085 号	<p>■■■ 問い合わせ・相談窓口等 ■■■</p> <p>1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。</p> <p>2. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談は当社にご連絡ください。</p> <table border="1" data-bbox="817 1525 1481 1655"> <thead> <tr> <th>お問い合わせ事項</th> <th>当社名・住所・TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・個人情報の開示・訂正・削除について</td> <td>ユーシーカード株式会社</td> </tr> <tr> <td>・当社及び加盟店の営業案内等、宣伝印刷物の中止について</td> <td>東京都港区台場2丁目3番2号 TEL 03-5531-6000 (代表)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">以上 2004年11月現在</p>	お問い合わせ事項	当社名・住所・TEL	・個人情報の開示・訂正・削除について	ユーシーカード株式会社	・当社及び加盟店の営業案内等、宣伝印刷物の中止について	東京都港区台場2丁目3番2号 TEL 03-5531-6000 (代表)
お問い合わせ事項	相談窓口	住所・電話番号等											
・個人情報の開示・訂正・削除 (第4条)、その他当社が保有する個人情報について ・その他本規約全般について	UC カード コミュニケーションセンター	東京都中野区江原町 1-13-22 ユビキタス 株式会社クレディセゾン (東京) 03-6893-8200 (大阪) 06-7709-8555 URL https://www2.uccard.co.jp 関東財務局長 (13) 第00085 号											
お問い合わせ事項	当社名・住所・TEL												
・個人情報の開示・訂正・削除について	ユーシーカード株式会社												
・当社及び加盟店の営業案内等、宣伝印刷物の中止について	東京都港区台場2丁目3番2号 TEL 03-5531-6000 (代表)												
<p>□□コーポレートカード・ETC カード特約 (事業協同組合作用) □□ ※追加</p> <p>第 1 条 (適用)</p> <p>本特約は、法人会員が事業協同組合である場合の UC コーポレートカード (以下「コーポレートカード」と称します。) 及び UC ETC カード (以下「ETC カード」といい、コーポレートカードと併せて「カード」と称します。) の利用について定めるもので、UC コーポレート会員規約・カード使用者規約 (会社主債務用) (以下「会員規約」と称します。) 及び UC ETC カード特約 (以下「ETC 特約」</p>	-												

<p>と称します。)に加え本特約が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。</p> <p>第 2 条 (カード使用者) 法人会員の組合員のうち、会員規約及び ETC 特約を承認のうえ、株式会社クレディセゾン (以下「当社」と称します。) 所定の手続によりカード使用者となることをお申込みいただき、当社がカード使用者となることを承諾した法人または個人事業主を会員規約第 2 条 2 項に定めるカード使用者とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。各々のカード使用者は、自己の事業目的に限りカードを使用することができます。</p> <p>第 3 条 (カードレス) 当社は、コーポレートカード券面上に表示される会員番号及び有効期限等のカード情報 (以下「カード情報」と称します。) を発行することをもってコーポレートカードの発行に代えることができるものとし、この場合、下記各号が適用されます。</p> <p>①カード情報にかかる権利は当社に帰属します。法人会員及びカード使用者は、他人に利用されないよう善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。なお、カード情報が、他人に利用されたことにより生じた損害は、法人会員が引き受けるものとします。ただし、カード情報の管理状況等を踏まえて、法人会員及びカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>②カード情報が使用できる有効期限は、当社の指定する日までとします。</p> <p>③当社は、前号の有効期限までに法人会員より更新不要の申出がなく、当社が引続き法人会員及びカード使用者として認める場合に新しい有効期限をご通知いたします。</p> <p>第 4 条 (カード使用者の責任) カード使用者は、自己のカード利用によって生じる一切の責任について、法人会員と連帯して負担するものとします。</p> <p>第 5 条 (担保) 法人会員は、当社が必要と認めた場合には、当社の請求があり次第直ちに当社の承認する担保を差入れるものとします。</p> <p>第 6 条 (特約の変更) 会員規約第 21 条 (規約の改定並びに承認) の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第 21 条 (規約の改定並びに承認) 中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。</p> <p>2020 年 1 月現在</p>	
<p>□□ UC ETCカード特約 (法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用) □□</p> <p>第 2 条 (用語の定義) 本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「ETC システム」とは、ETC 利用者が、ETC カード及び車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。 「ETC カード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営する ETC システムの利用者を識別するための媒体をいいます。 「車載器」とは、法人会員が ETC システムを利用するために車輻に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます。 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所の ETC 車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要情報を授受する装置をいいます。 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府県もしくは市町村である道路管理者のうち、ユーシーカード株式会社が、ETC システムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。 「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいいます。 <p>(削除)</p> <p>7. 「通行記録」とは、ETC カード利用時に ETC システムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8. 「ETC-ID 番号」とは、ETC カード表面にエンボスされた「80」から始まる 19 桁の数字をいいます。</p>	<p>□□ UC ETCカード特約 (法人カード・会社一括決済コーポレート会員用) □□</p> <p>第 2 条 (用語の定義) 本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「ETCシステム」とは、ETC利用者が、ETCカード及び車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。 「ETCカード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営するETCシステムの利用者を識別するための媒体をいいます。 「車載器」とは、法人会員がETCを利用するために車輻に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行なうための機器をいいます。 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要情報を授受する装置をいいます。 「道路事業者」とは、平成11年建設省令38号に規定される公団または道路管理者のうち、ユーシーカード株式会社が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。 「通行料金」とは、道路整備特別措置法第2条第3項に規定される料金の中で通行に係る料金をいいます。 「通行料金等」とは、前項の通行料金、及び「ETC前払割引」に基づく前払金と利用明細書発行費用をいいます。 「通行記録」とは、ETCカード利用時にETCシステムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。 「通行記録等」とは、前項の通行記録、及び「ETC前払割引」に基づく前払金と利用明細書発行費用を請求するために、道路事業者が記録するデータをいいます。 「ETC 前払割引」とは、道路事業者が主体となり運用する、ETC利用者向け割引サービスをいいます。なお、ETC前払割引を利用する会員は、ETCシステム利用規程と合わせて、同じく道路事業者が定める「ETC前払割引サービス利用約款」も遵守するものとします。

	<p>11. 「ETC-ID番号」とは、ETCカード表面にエンボスされた「80」から始まる19桁の数字をいいます。</p>
<p>第3条 (ETCカードの発行と管理)</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者が ETC カード追加対象として指定したクレジットカード（以下「指定カード」と称します。）の会員規約・カード使用者規約（以下「会員規約」と称します。）に定めるクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）は、当社が発行するクレジットカードの法人会員が、会員規約及び本特約を承認のうえ、所定の方法で ETC カードの利用を申し込み、当社が ETC カードの利用を承諾した場合、指定カードに追加して ETC カードを発行し、会員規約のクレジットカード発行に関する定めに従い貸与いたします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。</p> <p>2. ETC カードは、当社が所有権を有し、法人会員及びカード使用者には善良なる管理者の注意をもって使用し保管するものとします。</p> <p>3. 法人会員及びカード使用者は、ETC カードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETC カードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p> <p>4. 前項にかかわらず、法人会員から事前の申込があり、当社が適当と認めた場合は、法人会員の役職員に対して ETC カードを貸与することができるものとし、ETC システムの利用により発生する通行料金等の支払いは法人会員の責任とします。</p> <p>5. 本条第2項、第3項に違反して、ETC カードが第三者に利用された場合、ETC システムの利用により発生する通行料金等の支払は法人会員及び当該 ETC カード使用者の責任とします。</p> <p>6. ETC カードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETC カードの表面に印字します。</p> <p>7. ETC カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員ならびにカード使用者として適当と認めた方に、新しい ETC カードと ETC カード特約を送付します。なお、有効期限内の ETC カードの利用により発生した通行料金等の支払いについては、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとします。</p>	<p>第3条 (ETCカードの発行と管理)</p> <p>1. 法人会員規約及びUCコーポレート会員規約・カード使用者規約（以下、「会員規約」と総称します。）に定めるクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）は、当社が発行するクレジットカードの法人会員が、会員規約及び本特約を承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、クレジットカードに追加してETCカードを発行し、会員規約のクレジットカード発行に関する定めに従い貸与いたします。</p> <p>2. ETCカードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。</p> <p>3. ETCカードを他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETCカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p> <p>4. 前項にかかわらず、法人会員から事前の申込があり、当社が適当と認めた場合は、法人会員の役職員に対してETCカードを貸与することができるものとし、ETCシステムの利用により発生する通行料金等の支払は法人会員の責任とします。</p> <p>5. 本条第2項、第3項に違反して、ETCカードが第三者に利用された場合、ETCシステムの利用により発生する通行料金等の支払は法人会員及び当該ETCカード使用者の責任とします。</p> <p>6. ETCカードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETCカードの表面に印字します。</p> <p>7. ETCカードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員ならびにカード使用者として適当と認めた方に、新しいETCカードとETCカード特約を送付します。なお、有効期限内のETCシステムの利用により発生した通行料金等のお支払については、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとします。</p>
<p>第4条 (ETCカードの利用方法)</p> <p>1. カード使用者は、道路事業者の定める料金所において、ETC カードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することで、通行料金の支払いができます。</p> <p>2. カード使用者は、道路事業者の定める料金所において ETC カードを提示することで通行料金の支払いができます。</p>	<p>第4条 (ETCシステムの利用方法)</p> <p>1. カード使用者は、道路事業者所定の料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し無線により路側システムと必要情報を授受することにより、ETCシステムに通行記録を記録します。</p> <p>2. 無線による路側システムとの必要情報の授受が適正に終了しない場合、路側システムが設置されていない料金所の場合、利用証明書の発行を希望する場合、障害者割引措置等を受ける場合など、特別な利用については道路事業者所定の方法によるものとします。</p>
<p>第5条 (ETCカードの利用により発生した通行料金等の支払い及び利用可能枠)</p> <p>1. 当社は、カード使用者が ETC カードを利用することにより発生した通行料金等を、ユーシーカード株式会社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、指定カードのご利用代金と合算して請求し、会員規約の定めるところにより支払義務のある者（以下「支払義務者」と称します。）がこれを支払うものとします。</p> <p>2. 前項に基づく ETC カードの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、支払義務者と道路事業者との間で解決するものとし、当社への支払義務を免れないものとします。</p> <p>3. カード使用者は、指定カードの利用可能枠の範囲内で ETC カードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて法人会員がETC カードを利用した場合、支払義務者は当然にその支払いの責を負うものとします。</p>	<p>第5条 (ETCシステムの利用により発生した通行料金等の支払)</p> <p>1. 当社は、カード使用者がETCシステムを利用することにより発生した通行料金等を、ユーシーカード株式会社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、クレジットカードのご利用代金と合算して請求し、会員規約の定めるところにより支払義務のある者（以下、「支払義務者」と称します。）がこれを支払うものとします。</p> <p>2. 第1項に基づくETCシステムの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、支払義務者と道路事業者との間で解決するものとし、当社への支払義務を免れないものとします。</p>
<p>第6条 (ETCカードの解約及び利用停止と返却)</p> <p>1. 法人会員またはカード使用者は、会員規約の定めるところにより当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、支払義務者は、当社に対して解約日までに発生した ETC カード利用による通行料金等の全額を支払うものとします。</p> <p>2. 法人会員及びカード使用者が指定カードを退会またはその地位を喪失した場合、同時に本特約に基づく会員資格も喪失するものとします。</p> <p>3. 法人会員もしくはカード使用者が本特約または指定カードの会員規約に違反した場合、ETC カードもしくは指定カードの使用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETC カードもしくは指定カードの使用を停止すること、または会員資格を喪失させることができ、これらの措置とともに道路事業者に当該 ETC カードの</p>	<p>第6条 (ETCカードの解約及び利用停止と返却)</p> <p>1. 法人会員もしくはカード使用者は、会員規約の定めるところにより当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、支払義務者は、当社に対して解約日までに発生したETCシステム利用による通行料金等の全額をお支払いいただくこともあります。</p> <p>2. 法人会員及びカード使用者がクレジットカードに関してその地位を喪失した場合、同時に本特約に基づく地位も喪失するものとします。</p> <p>3. 法人会員及びカード使用者のいずれかが本特約及びクレジットカードの会員規約に違反した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETCカードの使用を停止すること、または法人会員及びカード使用者の本特約に基づく地位を取り消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に当該ETCカードの無効を通知することがあります。</p>

<p>無効を通知することがあります。</p> <p>4. 事務手続きの都合その他の事由により、ETC カードを解約または資格喪失した以降に、ETC カード利用による通行料金等の売上が計上された場合、支払義務者は、当該売上が本特約に基づき当社に支払うものとします。</p>	
<p>第 7 条 (ETC カードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行)</p> <p>1. 法人会員またはカード使用者が、ETC カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、または ETC カードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。なお、届け出を行う際、ETC-ID 番号の通知を要することとします。</p> <p>2. 当社は、当社が適当と認めた場合に ETC カードを再発行します。その場合、法人会員は、当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>3. ETC カードの紛失・盗難の場合の法人会員の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。</p> <p>4. 法人会員またはカード使用者が ETC カードを車内に放置していたことにより紛失または盗難にあった場合、紛失・盗難について法人会員またはカード使用者に重大な過失があったものとみなします。</p>	<p>第 7 条 (ETCカードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行)</p> <p>1. 法人会員またはカード使用者が、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、ETCカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。なお、届け出を行う際、ETC-ID番号の通知を要することとします。</p> <p>2. ETCカードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行いません。その場合、当社所定の手数料を申し受けます。</p>
<p>第 12 条 (本特約の変更等) ※追加</p> <p>会員規約第 21 条 (規約の改定並びに承認) の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第 21 条 (規約の改定並びに承認) 中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。</p>	-